新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 16 号
平成31年２月26日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

166　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
167　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
168　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
169　農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
170　漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
171　保安林の指定解除（治山課）
172　土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
173　土地改良事業計画の決定（農地計画課）
174　換地処分（農地整備課）
175　公共測量の終了通知（監理課）
176　公共測量の終了通知（監理課）
177　道路の区域変更（道路管理課）
178　道路の供用開始（道路管理課）
179　道路の区域変更（道路管理課）
180　道路の供用開始（道路管理課）
181　道路の区域変更（道路管理課）
182　道路の供用開始（道路管理課）
183　重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域の変更（港湾整備課）

公　　告

一般競争入札の実施（情報政策課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

1　公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
2　公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

教育委員会告示

1　県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（義務教育課）

教育委員会公告

平成31年度県立盲学校及び聾学校幼稚部の欠員補充による２次募集（義務教育課）
平成31年度県立特別支援学校高等部の欠員補充による２次募集（義務教育課）

告　　示

◎新潟県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による

ものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

名　称	所　在　地	指定年月日
こうのす薬局	長岡市下々条町字鴻巣2835番１	平成31年１月４日
調剤薬局ツルハドラッグ村上荒川店	村上市下鍛冶屋639番地	平成31年２月１日
いなほ調剤薬局	魚沼市四日町50番地１	平成31年１月１日
いなほ調剤薬局東店	魚沼市四日町21番地１	平成31年１月１日
守門薬局	魚沼市須原976番地８	平成31年１月１日
あんず調剤薬局	魚沼市井口新田321番地６	平成31年１月１日
六日町調剤薬局二日町店	南魚沼市二日町212番地８	平成31年１月１日
なのはな調剤薬局	南魚沼市浦佐4135番地４	平成31年１月１日
やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐5278番地24	平成31年１月１日
たんぽぽ薬局	南魚沼市泉甲201番地７	平成31年１月１日

◎新潟県告示第167号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

名　称	所　在　地	廃止年月日
高橋医院	長岡市大島新町２－１－18	平成30年12月31日
岸歯科医院	長岡市栄町２－６－26	平成30年12月31日
茨木医院	長岡市殿町２丁目３番地10	平成30年12月31日

◎新潟県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

氏　名	名　称	所　在　地	指定年月日

八島　拓也（柔道整復）	こしん接骨院	新潟市西区小針７丁目19－３	平成31年１月10日

◎新潟県告示第169号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成31年２月26日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	１者	桃川小山田289番１ほか５筆　1.2ha
関川村	１者	金丸72番２ほか14筆　0.8ha
新発田市	19者	浦石蔵522番ほか212筆　30.1ha
阿賀野市	19者	新保駒込303番１ほか176筆　19.8ha
胎内市	６者	竹島四ノ割1878番ほか20筆　4.2ha
聖籠町	８者	三賀白通422番１ほか75筆　6.5ha
新潟市	49者	北区浦木浦木2646番ほか395筆　44.0ha
五泉市	１者	五泉芋子江1351番１ほか25筆　1.7ha
阿賀町	１者	鹿瀬寺ノ原3477番ほか５筆　0.7ha
三条市	７者	鬼木新田居掛227番２ほか148筆　12.8ha
燕市	26者	小牧江端1125番１ほか337筆　42.3ha
田上町	２者	田上229番１ほか28筆　3.7ha
弥彦村	３者	麓下モロ219番ほか17筆　2.2ha
長岡市	４者	下条町池尻325番ほか20筆　2.5ha
見附市	10者	庄川町下川原907番２ほか85筆　13.1ha
魚沼市	11者	干溝3448番ほか61筆　3.9ha
南魚沼市	８者	四十日家ノ下1939番１ほか181筆　15.6ha
十日町市	５者	中条丙959番ほか24筆　2.6ha
上越市	２者	上箱井清水田71番ほか307筆　20.0ha
妙高市	３者	大字関山平成7620番ほか８筆　2.3ha
糸魚川市	４者	四ツ屋池の尾371番２ほか23筆　3.3ha
佐渡市	117者	千手山ロコウ948番１ほか953筆　141.2ha
合　計	307者	3,141筆　374.5ha

２　認可年月日

平成31年２月25日

◎新潟県告示第170号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第３項の規定により、次の加入区について同条第２項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認める。

平成31年２月26日

新潟県知事　　花　角　　英　世

漁協	加入区の名称	区域
佐渡	両津	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、住吉、原黒、吾潟、両津湊、両津夷、春日、加茂歌代、梅津（但し、浜梅津、中屋敷の地区を除く）、両津夷新、両津福浦、願、北鵜島、真更川の区域
	赤泊	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川、莚場、外山、上川茂、下川茂、松ヶ崎、多田の区域

	真野	佐渡市金丸、四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合、大須、静平、下黒山、真野、吉岡、真野大川、名古屋、国分寺、竹田、阿佛坊、田切須、大倉谷、大小、西三川、椿尾の区域
	小木	佐渡市小木町、小木木野浦、小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木、小木金田新田、羽茂小泊、羽茂亀脇、羽茂村山、羽茂滝平、羽茂大崎、羽茂飯岡、羽茂本郷、羽茂大橋、羽茂大石、羽茂三瀬の区域
	稲鯨	佐渡市相川一町目、相川一町目浜町、相川一町目裏町、相川市町、相川石扣町、相川板町、相川六右衛門町、相川羽田村、相川羽田町、相川西坂町、相川濁川町、相川二町目、相川二町目浜町、相川二町目新浜町、相川大床屋町、相川大間町、相川下戸町、相川下戸炭屋町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋浜町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸村、相川勘四郎町、上相川町、相川嘉左衛門町、相川上寺町、相川上京町、相川紙屋町、相川大工町、相川惣徳町、相川長坂町、相川中京町、相川中寺町、相川奈良町、相川馬町、相川弥十郎町、相川八百屋町、相川米屋町、相川小六町、相川五郎右衛門町、相川五郎左衛門町、相川小右衛門町、相川江戸沢町、相川四十物町、相川会津町、相川海士町、相川左門町、相川材木町、相川坂下町、相川三町目、相川三町目浜町、相川三町目新浜町、相川北沢町、相川銀山町、相川夕白町、相川南沢町、相川味噌屋町、相川水金町、相川新五郎町、相川庄右衛門町、相川次助町、相川下寺町、相川下京町、相川新西坂町、相川塩屋町、相川新材木町、相川下山之神町、相川柴町、相川四町目、相川四町目浜町、相川新浜町、下相川、相川広間町、相川柄杓町、相川清右衛門町、相川諏訪町、相川炭屋町、相川鹿伏、相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷、二見、八幡、八幡新町、八幡町、河原田本町、河原田諏訪町、中原、鍛冶町、石田、上長木、下長木、長木、上矢馳、二宮、市野沢、真光寺、山田、青野、窪田、東大通、沢根五十里、沢根篭町、沢根炭屋町、沢根、沢根町の区域
	金泉北狄南部	佐渡市北狄、戸地、戸中、達者、小川の区域
羽吉浜	羽吉浜	佐渡市椿、羽吉、梅津浜梅津、梅津中屋敷の区域

◎新潟県告示第171号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

１　解除に係る保安林の所在場所

新潟県村上市岩船字浦田山309の４（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　解除の理由

公共施設用地とするため

◎新潟県告示第172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成31年２月27日から平成31年３月27日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年２月26日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文

長岡市 信濃川左岸土地改良区	信濃川左岸 土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業（変更）計画書の写し 定款の写し	長岡市役所 小千谷市役所	第48条

１　異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

２　土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記１の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記１の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営虎丸地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年２月26日

新潟県新発田地域振興局長

１　縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧に供する期間

平成31年２月27日から平成31年３月27日まで

３　縦覧に供する場所

新発田市役所加治川庁舎

４　その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア　この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ　また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

ウ　ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することはできなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、魚沼市を地域とする県営農業用用排水施設整備・区画整理（畑地帯総合整備「担い手育成型」）事業舟山地区に係る換地処分をした。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

◎新潟県告示第175号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

１　作業種類　公共測量（基準点測量）
２　作業期間　平成30年５月21日から平成31年２月14日まで
３　作業地域　柏崎市

◎新潟県告示第176号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、三条市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

１　作業種類　公共測量（航空写真測量）
２　作業期間　平成30年８月17日から平成31年１月31日まで
３　作業地域　三条市の一部

◎新潟県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　坂町停車場金屋線
３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
村上市大津字諏訪木1216番１から同市大津字石橋3748番まで	新	7.2～15.0メートル	369.7メートル
	旧	7.2～12.0メートル	370.0メートル

◎新潟県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　坂町停車場金屋線
２　供用開始の区間
村上市大津字諏訪木1216番１から同市大津字石橋3748番まで
３　供用開始の期日　平成31年２月26日

◎新潟県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　一般国道
２　路　線　名　113号
３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
北蒲原郡聖籠町東港３丁目6335番６から同郡同町東港３丁目3355番10まで	新	21.0～31.0メートル	572.7メートル
	旧	21.0～31.0メートル	572.7メートル

備考　路線の重用
全区間一般国道345号、県道島見新発田線と重用

１　道路の種類　一般国道
２　路　線　名　345号
３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
北蒲原郡聖籠町東港３丁目6335番６から同郡同町東港３丁目3355番10まで	新	21.0～31.0メートル	572.7メートル
	旧	21.0～31.0メートル	572.7メートル

備考　路線の重用
全区間一般国道113号、県道島見新発田線と重用

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　島見新発田線
３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
北蒲原郡聖籠町東港３丁目6335番６から同郡同町東港３丁目3355番10まで	新	21.0～31.0メートル	572.7メートル
	旧	21.0～31.0メートル	572.7メートル

備考　路線の重用
全区間一般国道113号、一般国道345号と重用

◎新潟県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　一般国道　113号

２　供用開始の区間

北蒲原郡聖籠町東港３丁目6335番６から同郡同町東港３丁目3355番10まで

３　供用開始の期日　平成31年２月26日

◎新潟県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　五十島停車場線

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町五十島字上村690番２から同郡同町五十島字杉ノ平954番２まで	新	4.0～6.2メートル	77.4メートル
	旧	3.5～5.4メートル	77.4メートル

◎新潟県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成31年２月26日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　五十島停車場線

２　供用開始の区間

東蒲原郡阿賀町五十島字上村690番２から同郡同町五十島字杉ノ平954番２まで

３　供用開始の期日　平成31年２月26日

◎新潟県告示第183号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により、小木港における重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域の指定（平成27年３月新潟県告示第420号）の一部を次のように改正し、平成31年２月26日から実施する。

平成31年２月26日

小木港港湾管理者　新　潟　県

代表者　新潟県知事　花　角　英　世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
１　（略） ２　指定する区域 小木港北埠頭２号岸壁<u>及びその沖40メートルに設置した係留施設（ドルフィン）並びにこれらの施設を結ぶ線</u>から前面泊地に向かって60メートル	１　（略） ２　指定する区域 小木港北埠頭２号岸壁から前面泊地に向かって60メートルの範囲の水域

の範囲の水域	

公　　告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、新潟県が調達する新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年２月26日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等の借上げ

なお、新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等とは、次に掲げる機器をいう。

パーソナルコンピュータ　　30台

プリンタ　　28台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年５月31日（金）

(4) 納入場所

新潟県庁（新潟県新潟市中央区新光町４番地１）

２　入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間　平成31年２月26日（火）から平成31年３月12日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第５号）第１条第１項各号に規定する日を除く。)の各日の午前８時30分から午後５時15分まで

(2) 交付場所　新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町４番地１）

(3) 問合せ等　入札説明書による。

３　入札執行の日時及び場所

(1) 日時　平成31年４月10日（水）　午前10時

(2) 場所　新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県庁入札室

４　入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) ５に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) ３(1)に定める入札執行日前１年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書（平成31年２月26日（火）以降に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

５　本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア　提出期間　平成31年３月19日（火）　午前９時から午後５時まで

イ　提出場所　新潟県新潟市中央区新光町４番地１　新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ　提出方法　本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ　提出書類及び部数　入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア　通知日時　平成31年３月26日（火）　午前10時から午後４時まで

イ　通知場所　(1)イに定める場所

6　入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア　本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ　本人が作成した一の入札書を封書の上、５(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に１(1)の調達案件の名称及び３(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって３(1)に定める入札執行日の前日の午後５時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア　使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ　落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（１に掲げる新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等の１か月当たりの賃貸借料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の８に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7　無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第１項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8　入札保証金

契約希望本体金額に100分の８に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の５に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第１号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9　契約保証金

契約金額（１に掲げる新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等の１か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第１号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10　その他

(1) 入札の成立条件

本件の入札については、当該調達に係る平成31年度予算が成立することが条件であること。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア　競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(3) 暴力団等の排除

ア　誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ　不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(4) その他

ア　契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ　その他詳細は、入札説明書による。

ウ　この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、コピー用紙について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年２月26日

新潟県立がんセンター新潟病院長　佐藤　信昭

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

コピー用紙　単価契約　一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

入札は１箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本公告の日現在で、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

３　入札説明書の交付場所等
(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　951－8566
新潟県新潟市中央区川岸町２丁目15番地３
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号　025－266－5111　内線2314
(2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。
(3) 応札仕様書の提出期限
平成31年３月15日（金）午前10時00分

４　入札、開札の日時及び場所
平成31年３月22日（金）午前10時30分
新潟県立がんセンター新潟病院　がん予防総合センター３階ネットワーク室

５　その他
(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
免除する。
(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。
(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
(5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
(6) 契約書作成の要否　要
(7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
(9) その他
ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ　詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、リサイクルトナーについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年２月26日
新潟県立がんセンター新潟病院長　佐藤　信昭

１　入札に付する事項
(1) 購入等件名及び数量
リサイクルトナー　単価契約　一式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
(3) 納入期限
平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間で、発注の都度指定する日
(4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
(5) 入札方法
入札は１箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 本公告の日現在で、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。
(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

３　入札説明書の交付場所等
(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　951－8566
新潟県新潟市中央区川岸町２丁目15番地３
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号　025－266－5111　内線2314
(2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。
(3) 応札仕様書の提出期限
平成31年３月15日（金）午前10時00分

４　入札、開札の日時及び場所
平成31年３月22日（金）午前11時00分
新潟県立がんセンター新潟病院　がん予防総合センター３階ネットワーク室

５　その他
(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
免除する。
(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。
(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
(5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
(6) 契約書作成の要否　要
(7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ　詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、診察台等一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年２月26日

新潟県立加茂病院長　秋山　修宏

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

診察台等　一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年８月30日（金）

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　959－1397

新潟県加茂市青海町１丁目９番１号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号　0256－52－0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成31年３月５日（火）午後５時00分

４　入札、開札の日時及び場所

平成31年３月12日（火）午前11時00分

新潟県立加茂病院講堂

５　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ　詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第１号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年２月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長　長津　光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成７年新潟県選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（写真の掲載） **第54条**　公選法第167条第１項又は新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成30年新潟県条例第36号。以下「選挙公報条例」という。）第２条第１項の規定により県知事又は県議会議員の選挙において選挙公報を発行する場合には、候補者の写真を掲載するものとする。 ２　（略）	（写真の掲載） **第54条**　公選法第167条第１項の規定により県知事の選挙において選挙公報を発行する場合には、候補者の写真を掲載するものとする。 ２　（略）
（掲載文の申請） **第56条**　候補者が公選法第168条第１項又は選挙公報条例第３条第１項の規定による申請をしようとするときは、別記第34号様式に準じた申請書に県委員会の交付する別記第35号様式に準じた用紙（以下「原稿用紙」という。）１枚に記載した掲載文１通を添え、県委員会に提出しなければならない。この場合において、候補者が掲載文に添付すべき写真は、当該選挙の期日前６ケ月以内に撮影した、無帽、正面向、上半身を撮影した手札型１葉（白黒のもの）とし、その裏面に党派、氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。	（掲載文の申請） **第56条**　候補者が公選法第168条第１項の規定による申請をしようとするときは、別記第34号様式に準じた申請書に県委員会の交付する別記第35号様式の用紙（以下「原稿用紙」という。）１枚に記載した掲載文１通を添え、県委員会に提出しなければならない。この場合において、候補者が掲載文に添付すべき写真は、当該選挙の期日前６ケ月以内に撮影した、無帽、正面向、上半身を撮影した手札型１葉（白黒のもの）とし、その裏面に党派、氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。
（掲載文の撤回又は修正） **第59条**　（略） ２　前項の規定による撤回又は修正の申請は、公選法第168条第１項又は選挙公報条例第３条第１項の期間内にしなければならない。	（掲載文の撤回又は修正） **第59条**　（略） ２　前項の規定による撤回又は修正の申請は、公選法第168条第１項の期間内にしなければならない。
（掲載順序のくじ） **第60条**　第45条の規定は、公選法第169条第６項又は選挙公報条例第４条第２項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじについて準用する。	（掲載順序のくじ） **第60条**　第45条の規定は、公選法第169条第６項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじについて準用する。
（掲載順序のくじの立会） **第61条**　第46条の規定は、公選法第169条第７項又は選挙公報条例第４条第３項の規定による立会について準用する。この場合において、「候補者届出政党の代表者又は候補者」とあるのは「候補者	（掲載順序のくじの立会） **第61条**　第46条の規定は、公選法第169条第７項の規定による立会について準用する。この場合において、「候補者届出政党の代表者又は候補者」とあるのは「候補者又は衆議院名簿届出政党等若し

又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の代表者」と読み替えるものとする。

（発行手続の続行）

第62条　候補者が公選法第168条第１項又は選挙公報条例第３条第１項の規定により申請した後、候補者が死亡し又は候補者たることを辞した場合において既に選挙公報の発行の手続に着手したときは、その者の申請に係る掲載文の掲載を中止しないことがある。

（掲載文の不返還）

第64条　公選法第168条第１項又は選挙公報条例第３条第１項の規定によって提出された掲載文（写真を含む。）は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

（配布）

第65条　選挙公報は、県委員会が市町村委員会に送付し、市町村委員会はこれを公選法第170条又は選挙公報条例第５条の規定による期日までに当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の属する世帯に対して、配布しなければならない。

第39号様式（第71条関係）

（選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式）

その１　（略）

その２

（略）

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　㊞

（略）

その３　（略）

第40号様式（第72条関係）

（選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式）

その１　（略）

その２

（略）

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　（氏　名）　㊞

（略）

その３　（略）

第41号様式（第72条関係）

（選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式）

その１　（略）

その２

（略）

くは参議院名簿届出政党等の代表者」と読み替えるものとする。

（発行手続の続行）

第62条　候補者が公選法第168条第１項の規定により申請した後、候補者が死亡し又は候補者たることを辞した場合において既に選挙公報の発行の手続に着手したときは、その者の申請に係る掲載文の掲載を中止しないことがある。

（掲載文の不返還）

第64条　公選法第168条第１項の規定によって提出された掲載文（写真を含む。）は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

（配布）

第65条　選挙公報は、県委員会が市町村委員会に送付し、市町村委員会はこれを公選法第170条の規定による期日までに当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の属する世帯に対して、配布しなければならない。

第39号様式（第71条関係）

（選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式）

その１　（略）

その２

（略）

何年何月何日執行新潟県知事選挙

候補者　㊞

（略）

その３　（略）

第40号様式（第72条関係）

（選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式）

その１　（略）

その２

（略）

何年何月何日執行新潟県知事選挙

候補者　（氏　名）　㊞

（略）

その３　（略）

第41号様式（第72条関係）

（選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式）

その１　（略）

その２

（略）

新潟県選挙管理委員会　（氏　名）　㊞ 記 １　何年何月何日執行何選挙（何選挙区） ２・３　（略） その３　（略） **第42号様式の２**（第74条関係） （略） 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者　㊞ （略） 備考 １～３　（略） ４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1)枚数 ア　新潟県議会議員選挙　16,000枚 イ　新潟県知事選挙　175,000枚 (2)　（略） **第44号様式**（第75条関係） （請求書の様式） その１　（略） その２ （略） １・２　（略） ３　何年何月何日執行何選挙（何選挙区） ４・５　（略）	新潟県選挙管理委員会　（氏名）　㊞ 記 １　何年何月何日執行新潟県知事選挙 ２・３　（略） その３　（略） **第42号様式の２**（第74条関係） （略） 何年何月何日執行新潟県知事選挙 候補者　㊞ （略） 備考 １～３　（略） ４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1)枚数 175,000枚 (2)　（略） **第44号様式**（第75条関係） （請求書の様式） その１　（略） その２ （略） １・２　（略） ３　何年何月何日執行新潟県知事選挙 ４・５　（略）

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第２号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年２月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　長津　光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成７年新潟県選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表第２（老人ホーム）
<table>
<tr><th>市区町村名</th><th>老人ホームの名称</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>長岡市</td><td>（略）
特別養護老人ホーム　はるか
<u>特別養護老人ホーム　はるか高町</u></td><td>（略）
長岡市花園南２丁目337番地
<u>長岡市高町２－59－363</u></td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第２（老人ホーム）
<table>
<tr><th>市区町村名</th><th>老人ホームの名称</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>長岡市</td><td>（略）
特別養護老人ホーム　はるか</td><td>（略）
長岡市花園南２丁目337番地</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第１号

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成５年３月新潟県教育委員会告示第２号）の一部を次のように改正し、平成31年４月１日から実施する。

平成31年２月26日

新潟県教育委員会

教育長　　池　田　　幸　博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後

別表第４　県立特別支援学校

県立学校の名称		位置	部	課程等	学　科（学級）		収容定員		
本校名	分校名						第１学年	第２学年	第３学年
（略）									
新潟県立江南高等特別支援学校		新潟市	高等部	全日制の課程	普通	（略）			
						普通	40	40	30
						（略）			
	（略）								
新潟県立西蒲高等特別支援学校	（略）								
新潟県立川西高等特別支援学校		十日町市	高等部	全日制の課程	普通	普通	20	20	20
						（略）			
新潟県立吉川高等特別支援学校	（略）								

改　正　前

別表第４　県立特別支援学校

県立学校の名称		位置	部	課程等	学　科（学級）		収容定員		
本校名	分校名						第１学年	第２学年	第３学年
（略）									
新潟県立江南高等特別支援学校		新潟市	高等部	全日制の課程	普通	（略）			
						普通	40	30	30
						（略）			
	（略）								
新潟県立西蒲高等特別支援学校	（略）								
新潟県立川西高等特別支援学校		十日町市	高等部	全日制の課程	普通	普通	20	20	30
						（略）			
新潟県立吉川高等特別支援学校	（略）								

新潟県立村上特別支援学校		村上市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	普通	10	20	20
						（略）			
新潟県立新発田竹俣特別支援学校		新発田市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	普通	30	20	30
	（略）								
新潟県立五泉特別支援学校		五泉市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	（略）			
						普通	10	20	20
						（略）			
新潟県立月ヶ岡特別支援学校		三条市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	（略）			
						普通	20	20	30
						（略）			
新潟県立はまなす特別支援学校		柏崎市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	普通	20	20	20
						（略）			
新潟県立高田特別支援学校		上越市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	普通	30	20	30
						（略）			
	（略）								

新潟県立村上特別支援学校		村上市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	普通	20	20	10
						（略）			
新潟県立新発田竹俣特別支援学校		新発田市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	普通	20	30	20
	（略）								
新潟県立五泉特別支援学校		五泉市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	（略）			
						普通	20	20	20
						（略）			
新潟県立月ヶ岡特別支援学校		三条市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	（略）			
						普通	20	30	30
						（略）			
新潟県立はまなす特別支援学校		柏崎市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	普通	20	20	30
						（略）			
新潟県立高田特別支援学校		上越市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	普通	20	30	30
						（略）			
	（略）								

新潟県立佐渡特別支援学校		佐渡市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	普通	10	10	20
						（略）			
（略）									
新潟県立柏崎特別支援学校		柏崎市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	普通	8	8	16
						（略）			
	（略）								

新潟県立佐渡特別支援学校		佐渡市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	普通	10	20	20
						（略）			
（略）									
新潟県立柏崎特別支援学校		柏崎市	（略）						
			高等部	全日制の課程	普通	普通	8	16	8
						（略）			
	（略）								

教育委員会公告

平成31年度県立盲学校及び聾学校幼稚部の欠員補充による２次募集について（公告）

平成31年４月県立盲学校及び聾学校幼稚部に入学の幼児の欠員補充による２次募集を、次により行う。

平成31年２月26日

新潟県教育委員会　教育長　池　田　幸　博

１　２次募集を行う学校と幼児数

県立新潟盲学校　３歳児学級　若干人
　　４歳児学級　若干人
　　５歳児学級　若干人
県立新潟聾学校　３歳児学級　若干人
　　４歳児学級　若干人
　　５歳児学級　若干人
県立長岡聾学校　３歳児学級　若干人
　　４歳児学級　若干人
　　５歳児学級　若干人
県立長岡聾学校高田分校
　　３歳児学級　若干人
　　４歳児学級　若干人
　　５歳児学級　若干人

２　出願資格及び出願手続

１次選考における出願資格及び出願手続と同様とする。

３　出願期間

平成31年３月８日（金）から３月15日（金）まで、受付時間は午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。(土・日曜日を除く。)

４　面接の期日

平成31年３月18日（月）

５　結果の発表

平成31年３月19日（火）までに各学校において行う。

平成31年度県立特別支援学校高等部の欠員補充による２次募集について（公告）

平成31年４月県立特別支援学校高等部(高等特別支援学校を含む。)に入学の生徒の欠員補充による２次募集を、次により行う。

平成31年２月26日

新潟県教育委員会　教育長　池　田　幸　博

１　２次募集を行う学校と生徒数

県立新潟盲学校　普通科　６人
　　保健理療科　７人
　　専攻科理療科　６人
県立新潟聾学校　普通科　８人
　　知的障害普通学級　５人
県立長岡聾学校　産業技術科　６人
　　知的障害普通学級　６人
　　専攻科産業科　８人
県立江南高等特別支援学校　普通学級　５人
県立江南高等特別支援学校川岸分校
　　普通学級　２人
県立西蒲高等特別支援学校　普通学級　15人
県立川西高等特別支援学校　普通学級　７人
県立吉川高等特別支援学校　普通学級　２人

県立村上特別支援学校	普通学級	３人
県立新発田竹俣特別支援学校	普通学級	６人
県立駒林特別支援学校	普通学級	２人
県立五泉特別支援学校	普通学級	２人
県立月ヶ岡特別支援学校	職業学級	３人
はまなす特別支援学校	普通学級	８人
県立高田特別支援学校	普通学級	９人
同　白嶺分校	普通学級	２人
県立佐渡特別支援学校	普通学級	５人
県立東新潟特別支援学校	普通学級	３人
県立上越特別支援学校	普通学級	７人
県立吉田特別支援学校	普通学級	７人
県立柏崎特別支援学校	普通学級	３人

２　出願資格及び出願手続

１次選考における出願資格及び出願手続と同様とする。新潟学区普通学級、五泉阿賀野学区普通学級、三条地区普通学級、高田学区普通学級については、欠員が生じた学校に直接出願する。

３　出願期間

平成31年３月８日（金）から３月15日（金）まで、受付時間は午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。(土・日曜日を除く。)

４　面接の期日

平成31年３月18日（月）

５　結果の発表

平成31年３月19日（火）までに各学校において行う。